

外国証券取引口座約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）とスターツ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするために定めたものです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下、「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

尚、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付を受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等その全てを外国証券取引口座（以下「本口座」といいます。）により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うと共に、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

(外国証券の混合寄託等)

第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。)は、混合寄託契約により寄託するものとします。

当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記載又は記録される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)については、当社は適用される諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。

振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4 申込者は、第1項の寄託又は記載若しくは記録については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

第5条 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。

現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳したときに移転します。

振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録したときに移転します。

(寄託証券等の外国金融商品市場での売却又は交付)

第6条 申込者が寄託証券等を外国金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定

する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振替えた後に、売却し、又は申込者に交付します。

- 2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（上場廃止の場合の措置）

第7条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振替えます。

- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社を確認した場合には、予め、決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

（配当等の処理）

第8条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

- （1）金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者宛に支払います。
- （2）株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次の①又は②に定める区分に従い、当該①又は②に定めるところにより、取扱います。

- ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カ

カードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき、又は、決済会社が振込みを指定し、申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者宛に支払います。

但し、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において、課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

- ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとします。

但し、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者宛に支払うものとします。

- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者宛に支払うものとします。

- (4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。

但し、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

- 2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号①及び②に定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」といいます。)の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

- 3 配当金等の支払いは、全て円貨により行います(円単位未満の端数が生じたときは切り捨てます。)

- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。

但し、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除する等の方法により申込者から徴収します。

- 6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務

取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

- 7 決済会社が、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること、又は外貨により行うことができるものとし、この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとし、
- 8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとし、

(新株予約権等その他の権利の処理)

第9条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次の①又は②に定める区分に従い、当該①又は②に定めるところにより、取扱います。

- ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込金額を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき、又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。

但し、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により、又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の株予約権等はその効力を失います。

- ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。

この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとし、

- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本

口座に振込みます。

但し、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき、又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者に支払うものとし、

但し、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとし、

- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号①、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①並びに同条第2項から第5項及び第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。
- 但し、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとし、

(払込代金等の未払い時の措置)

- 第10条 申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため、又は株式配当を受領するため、当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとし、

(議決権の行使)

- 第11条 寄託証券等（外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。
- 但し、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとし、
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込

者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第12条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。

但し、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又は、申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第13条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所宛に送付します。

- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に据え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第14条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の
応じ得る範囲内で申込者が、予め、指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第15条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し、又は私募に係る外国証券の取得
の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し、又は、私募に係る外国証券の取得の申込みについ
ては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約
定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行
います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者宛に契約締結時等交付書面等
を送付します。

(受渡日等)

第16条 取引成立後の受渡等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休
業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取決める場合を除
き、当社が交付する投資確認書記載のとおりとします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

第17条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについ
ては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機
関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管
された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関に
おける当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数
量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されま
す。

- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。

この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録したときに、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。
- 但し、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消すると共に、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第18条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。

この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第19条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者宛に支払います。
- この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除する等の方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、

その売却代金を前号の規定に準じて処理します。

但し、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により、又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当て、減資、合併又は株式交換等により割当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。

但し、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除き全て売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- (4) 前号の規定により割当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除き全て売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除き全て売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。

但し、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きについては、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第20条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等、株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金等の通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。

但し、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第21条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。

但し、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

- 2 前項但書により、申込者宛の通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(諸料金等)

第22条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次ぎ手数料を第16条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
 - (2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る所得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第23条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第24条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限ります。）によります。

この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第19条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4章 雑則

(取引残高報告書の交付)

第25条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。

但し、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

- 3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第26条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。

その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

(届出事項)

第27条 申込者は、住所、氏名（法人のお客様の場合は所在地、名称及び印影）及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第28条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名、共通番号等（法人のお客様の場合は所在地、名称、共通番号等）に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第29条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第30条 申込者宛て、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(契約の解約)

第31条 この契約は、証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) やむを得ない事由により当社が解約を申出た場合

(解約時の取扱い)

第32条 前条に基づく契約の解約に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。

尚、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第33条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害（但し、法人の場合に限ります。）

(準拠法及び合意管轄)

第34条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。

但し、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

- 2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(個人データの第三者提供に関する同意)

第35条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他、当該場合に依じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手續きを行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手續きに係る委任を受けた者
- (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手續きを行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又は、これらの者から当該手續きに係る委任を受けた者

- (3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、情報の提供又は広報活動等を行ううえで必要となる統計データの作成を行う場合

当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関

- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、有価証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

- 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意して頂いたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（約款の変更）

- 第36条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。

改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附 則

2009 年 6 月 1 日	制定
2010 年 4 月 1 日	施行
2010 年 7 月 1 日	施行

2012 年 1 月 1 日	施行
2013 年 9 月 6 日	施行
2015 年 12 月 14 日	施行
2017 年 1 月 1 日	施行
2017 年 5 月 30 日	施行
2019 年 3 月 1 日	施行
2020 年 4 月 1 日	施行
2021 年 6 月 21 日	施行
2025 年 5 月 1 日	施行
2025 年 8 月 1 日	施行
2025 年 10 月 1 日	施行

（１．この改正は、2030 年 10 月 1 日より施行する。

２．改正後の第 8 条第 8 項（第 9 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号①、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用する。）